

東大和市手数料条例の一部を改正する条例

東大和市手数料条例（昭和51年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、多機能端末機（東大和市の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、住民票の写し等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）による請求については、適用しない。

別表住民基本台帳等に関するものの部1の項を次のように改める。

1 住民票の写しの交付	(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合	1通	300円	
	(2) 郵便その他の規則で定める方法（以下「郵便等」という。）により交付をする場合	1通	400円	
	(3) 多機能端末機により交付をする場合	1通	200円	

別表住民基本台帳等に関するものの部3の項を次のように改める。

3 戸籍の附票の写しの交付	(1) 次号に掲げる場合以外の場合	1通	200円	
	(2) 多機能端末機により交付をする場合	1通	150円	

別表住民基本台帳等に関するものの部10の項を次のように改める。

10 印鑑登録証明書の交付	(1) 次号に掲げる場合以外の場合	1通	200円	
	(2) 多機能端末機により交付をする場合	1通	150円	

別表戸籍等に関するものの部1の項中「全部事項証明書、個人事項証明書若しくは」を削り、同部中8の項を9の項とし、2の項から7の項までを1項ずつ繰り下げ、1の項の次に次のように加える。

2 戸籍の全部事項証明書又は個人事項証明書の交付	(1) 次号に掲げる場合以外の場合	1通	450円	
	(2) 多機能端末機により交付をする場合	1通	350円	

別表税に関するものの部3の項を次のように改める。

3 課税に関する証明	(1) 次号に掲げる場合以外の場合	1通	300円	
	(2) 多機能端末機により交付をする場合	1通	200円	

別表税に関するものの部中7の項を8の項とし、4の項から6の項までを1項ずつ繰り下げ、3の項の次に次のように加える。

4 公課に関する証明	1通	300円	
------------	----	------	--

附 則

この条例は、平成28年2月22日から施行する。